

上野学園キャリアカレッジ概要とサービスに関するご案内

ご契約の前にお読みください。

お支払いとご契約についてのご案内は、上野学園キャリアカレッジへのご入学をご検討いただく際に大切な情報です。必ずお読みください。ご不明な点につきましては、上野学園キャリアカレッジへお気軽にお問い合わせください。

学園概要	上野学園キャリアカレッジ
本部	学校法人 上野学園 理事長 上野淳次 〒730-0052 広島市中区千田町1-2-26 電話082-243-3900
事業内容	・TOEIC受験対策指導業務 ・講師派遣業務
サービス概要 ◆コース	●TOEIC対策講座 ●企業研修(各種資格研修、実務研修) ◆無料レベルチェック 初回講座をスタートする際にレベルチェックを行います。 ◆募集時期 通年 ◆営業時間 [授業時間] 1講座・・・2時間(19:00～21:00) [受付業務時間] 平日9:00～17:00 [休校日] 土曜・日曜・国民の祝日・年末年始・夏季指定日
相談窓口	上野学園キャリアカレッジ
契約書面	「受講申込書」

クーリング・オフ 「特定商取引に関する法律」の規定により、「特定継続的役務」に該当するコース(受講期間が2ヶ月を超え、かつ支払い総額が5万円を超えるコース)は、契約書(受講申込書)を受領し署名した日を含め8日以内に(この8日には土・日・祝日を含みます)契約を取り消す旨のご連絡を、書面にて発信していただくことで、クーリング・オフが適用されます。クーリング・オフの際は、期間中の受講、関連商品(講座で使用される教材)の使用の有無にかかわらず、契約解除に伴う損害賠償又は違約金の請求はございません。お支払いいただいた受講料などは所定的方式(口座振込)により返金いたします。また、関連商品の引渡しが行われている場合、その引取りに関する費用は上野学園キャリアカレッジの負担とします。尚、クーリング・オフに関して不実の事を告げられて誤認し、又は威圧されたことにより困惑してクーリング・オフを行えなかった場合には、上野学園キャリアカレッジより改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリング・オフができます。※受講期間が2ヶ月以下、又は支払い総額が5万円以下のコースは、クーリング・オフは適用されません。

中途解約 「クーリング・オフ」期間経過後、又はクーリング・オフ適用外のコースについても、契約有効期間中は契約の途中解約が可能です。返金される金額は「上野学園キャリアカレッジ受講申込規程」をご確認ください。

前受金の保全措置

特に無し

お支払いについて

前納制(銀行振込、現金)

受講料、その他の費用について

本書面と一緒にお渡しする講座案内に記載しております。

必ずご確認ください。

上野学園キャリアカレッジ 受講申込規程

上野学園キャリアカレッジ(以下、「本校」といいます)において実施する各種講座の受講を希望される方は、あらかじめ下記内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みくださいますようお願いいたします。お申込みをされた場合は、下記内容について、すべてご承諾されたものといたします。

1.お申込みについて

- (1)指定の期日までに「受講申込書」を郵送、またはご持参ください。
- (2)「受講料」については、受講申込書と合わせて本校受付窓口にご持参いただくか、銀行振込にてお支払いください。
 - ①銀行振込の場合は、必ず振込領収書(コピー可)を受講申込書に貼付してください。
 - ②銀行振込でのお申込みの場合、振込手数料は受講申込者でご負担いただけます。

- ③未成年者(20歳未満)が受講申込みをされる場合は、親権者の自署・押印のある「同意書」の提出が必要です。
- (3)受講料割引制度を利用される場合の受講申込みは、本校受付窓口への持参のみとなります。(郵送でのお申込みはできません)
窓口にて各制度の条件および必要書類を確認後、割引後の額をお支払いいただきます。支払方法は現金払い、または銀行振込です。
- (4)お申込み時にご提出いただいた「受講申込書」などの書類は、理由の如何を問わず 返還いたしません。
- (5)定員になり次第、お申込みを締め切らせていただく場合があります。

2. 受講料及び教材費について

- (1)受講申込み後、講座開始日前の解約・返金についてのお取扱い
 - ①講座開始日前であれば、お申し出により解約・返金させていただきます。お申し出は申込者本人もしくはその代理人、または申込者のご家族に限定させていただきます。
 - ②原則、受領済み受講料及び教材費の全額を返金いたしますが、返金処理にかかる銀行振込手数料は、ご負担いただきます。
- (2)受講申込み後、講座開始日以後の解約・返金についてのお取扱い
 - ①講座開始日以後、下記の②に掲げる事由により、継続的な講座受講が困難もしくは不可能になった場合にはお申し出ください。
ご相談の上、受講期間の変更又は解約の場合は、受領済み受講料を返金させていただきます。お申し出は申込者本人もしくはその代理人、または申込者のご家族に限定させていただきます。その際は、医師の診断書など当該事由が客観的に確認できる書類を提出いただくこととなります。なお、お申し出の期間は、当該講座の講義最終日の一月前までです。
 - ②継続的な講座受講が困難もしくは不可能になった場合に該当する事由とは下記の通りです。
 - <1> 本人の死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、長期の転勤の場合
 - <2> ご家族の死亡、ご家族の介護等による著しい生活環境の変化があった場合
 - <3> その他、講座受講を継続することができない合理的な理由が生じた場合
 - ③上記(2)-①のお申し出により相談の結果、本校が返金する場合の返金額は、受領済み受講料に全講座日数(注1)から、経過講座日数(注2)を控除した日数の割合を乗じて計算した金額を控除した金額(以下、「未受講料相当額」という)から、違約金としての未受講料相当額の20%に相当する金額(上限5万円)を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)となります。
(計算式)

$$\text{受領済み受講料} \times (\text{全講座日数} - \text{経過講座日数}) / \text{全講座日数} = \text{未受講料相当額}$$

$$\text{未受講料相当額} - \text{未受講料相当額} \times 20\% (\text{上限} 5 \text{万円}) = \text{返金額}$$
 - ④教材費は、返金の対象になりません。また、返金処理にかかる銀行振込手数料は、ご負担いただきます。

(注1) 全講座日数

- <1>お申込み講座の第1回講義日から、最終講義日までの講義日数
- <2>上記<1>に定める日数は、途中入校の場合も同様

(注2) 経過講座日数

- <1>お申込み講座の第1回講義日から上記(2)-①のお申し出のあった時点で、当該講義が終了している日数
- <2>上記に定める日数は、途中入校の場合も同様

3. 閉講について

お申込みいただいた講座が開講日までに開講に必要な定員に達しなかった場合、やむを得ず閉講とする場合があります。その際は、受講方法等の相談をお受けいたします。変更により受講ができない場合は、お支払いいただいた受講料及び教材費の全額をお返しいたします。ただし、受講料のお支払いに必要で、受講申込者にご負担になった手数料等(振込み手数料、郵送料等)は、返金の対象となりません。

4. 受講契約の解除について

万一、本規約に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったと本校が判断した場合、本校は何ら通知催告することなしに受講申込者との受講契約を即時解除し、今後のお取引一切をお断りする場合があります。なお、受講契約解除に伴う受講料、教材費の返金はいたしません。

5. 講座運営について

- (1)将来において、現在実施中もしくは実施予定の講座等の運営をやむを得ず中止する場合があります。
また、予告なしに内容の追加・修正を行う場合があります。
- (2)やむを得ない事情により、担当講師等が変更となる場合があります。
- (3)やむを得ない事情により、提供する講座等の運営を一時的に停止する場合があります。
- (4)騒乱、天変地異等の不可抗力により、やむを得ず講義を中止又は延期した場合には本校は責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

6. その他

- (1)入校案内や入校関連情報への掲載など、広報関連全般に関わる活動のため、授業風景等の写真撮りをいたします。受講者は、講義を収録(録画・録音)することはできません。
- (2)本申込規程に定めのないものについては、本校が定める諸規定によるものとします。
- (3)本申込規程及び上記6-(2)に定めのないものについては、関係法規ならびに習慣に従い、誠意をもって協議のうえ、善処するものとします。
- (4)万が一、お客さまと本校との間で紛争が生じた場合は、広島簡易裁判所又は広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (5)本規程は、予告なく内容を変更することがあります。

2009年7月1日施行

2012年11月1日一部改正

2016年10月3日一部改正